

トピックス

シンポジウム「日本の非営利セクターを支える2つの法人格」に参加して

本通信の12号で3月に開催された日本NPO学会年次総会、14号では一般社団法人ピースポート災害ボランティアセンター(PBV)の「ネパール地震被害：派遣スタッフによる現地報告会」に、それぞれ参加した時のことを報告した。CNCPのサービス提供部門担当の常務理事として、土木やインフラといった会員の直接関心事に関する催し物以外に、こうした他分野も含め外部の講演会やシンポジウム等に出来るだけ参加するように努めている。

今回は、5月28日東京国際フォーラムで開催されたCNCPも会員であるNPO法人日本NPOセンターの年次総会と、それに合わせて開催されたシンポジウムに参加したことについて報告しておきたい。

まず、CNCPが会員である日本NPOセンターについて簡単に報告しておく、その名が示すように日本を代表するNPO中間支援組織で、全国各地域のNPO支援センター等との連携を強化し、情報発信、人材育成、調査研究と政策提言、海外NPOとの連携など、幅広い活動を行っている。NPO、個人、企業などの正会員・準会員を合わせて818会員を有し、年間事業費6億円余の大組織である。CNCPとしても、中間支援組織としての財務・経理処理のあり方や民間助成金へのチャレンジ等について直接アドバイスを得たり、日常的には冒頭に記したような様々な催しの案内を受けそれを会員に水平展開したりと、分野的には後発のシビルNPO中間組織として有意に利用させてもらっている。

さて本トピックスの本題としてのシンポジウム参加レポートだが、上記総会の前に3時間をかけて行われた、「日本の非営利セクターを支える2つの法人格選択の現状と今後のあり方」と題してのセミナー内容報告である。公益財団法人「公益法人協会」と認定特定非営利活動法人「日本NPOセンター」が協働して行った「非営利活動法人選択に関する実態調査」の報告会を兼ねている。

日本の非営利セクターは「公益法人」という総称の下に、法制度に応じて下表のように分類されるが、CNCPが法人正会員として中間支援活動の対象としているのはそのうち着色した特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)と社団・財団法人(いわゆる一般法人)である。

このうち一般法人について政府は、明治期にできた公益制度を、①時代に即した公益性の見直し、②不祥事防止のためのガバナンス強化、③寄付金を集めやすくすることによる自立の促進の3つ視点で抜本改革すべく、2006年に公益法人制度改革3法を成立させた。

この3法は2008年12月1日に施行されたが、その時点で2万4千余あった旧法人のうちその後5年間の猶予期間において新制度でいう公益認定を受けたのは8878法人(旧法人の36%)とされている(2015.3.31日経新聞社説「寄付で自立する公益法人に」)。それ以外は一般社団・財団法人となるが、移行登記をしなければ、猶予期間終了と同時に自動解散となるなどとあって、その数等詳細は明らかではない。

「公益法人」の範囲	種別	公益認定を申請・取得せず	公益認定を申請・取得
「公益法人」	民法34条による公益法人	一般社団法人	公益社団法人
		一般財団法人	公益財団法人
広義の「公益法人」	特別法公益法人	特定非営利活動法人	認定特定非営利活動法人
		社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人など	NA
さらに広義の「公益法人」	その他の非営利法人	中間法人、労働組合、消費生活協働組合、農業協同組合など	NA

一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）と特定非営利活動法人（NPO 法人）とは、上表にも示すとおり「公益認定を取得せず」の欄で同じ位置づけにあるが、以下の表の着色部にみられるように、設立の手続きや対象となる活動、さらにはそれらの情報公開等、NPO 法人の方が規制は厳しい。このように一般法人については、活動内容に規制がなく、実態が明らかでないこともあって自治体の補助事業や民間助成が不適用となるなどで劣後する面は否めない。

このように新たに動き出した公益法人改革政策に関連して、本シンポジウムを開催した2法人では、2008年12月1日～2013年3月31日に一般法人またはNPO 法人の法人格を新たに取得の団体に対してアンケート調査とヒアリング調査を実施し、その結果に基づき一般法人かNPO 法人かの法人選択に関する実態分析を行った。

項目	一般(社団・財団)法人	特定非営利活動法人(NPO法人)
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動法人法
設立の手続き	公証人の定款認定と登記	所轄庁の認証と登記
設立に必要な日数	とくになし	2ヵ月～4ヶ月
対象となる活動	とくに規定なし	20分野の特定非営利活動
法人税課税	非営利型及び公益型は収益事業のみに課税 普通法人型は全収入に課税	収益事業のみに課税
情報公開	定款・名簿等の事務所に備え置き	定款等及び年次事業活動・決算報告書は所轄庁に報告義務があり、第三者が閲覧できる。
社員数	2人以上	10人以上
理事数/監事数	理事会設置型: 2人以上/1人以上 理事会非設置型: 1人以上/任意	3人以上/1人以上
財産・基金	一般財団法人は純資産300万円以上	とくに規定なし
剰余金の分配等	社員や設立者が、これを受ける権利を与える旨の定款の定めは無効	社員に利益を分配してはならない 役員報酬の受領可能は、役員総数の3分の1以下

(「非営利活動法人選択に関する実態調査報告書」ならびに内閣府HPなどを参考し筆者作成)

報告書ではその結果を、詳細なデータ分析とそれに基づく4つの「仮説」の検証という形で詳述（報告書参照）しているが、その第4章まとめて「二つの法人制度に対する認識の差は、制度的設計や歴史的経緯から生じてくるものの他に、それぞれの利害関係者（ステークホルダー）の対応によって規定されるものもあると考える」として、確たる「仮説」が検証できない難しさを記している。とくに歴史的経緯という点での一般法人の共益的・互助的な団体の位置づけが、前頁表のように「さらに広義の「公益法人」まで含むほど複雑化しているのかも知れない。またNPO 法人では公益認定という格上げによる認定特定非営利活動法人制度が導入され、信用力の向上や寄付税制といったインセンティブが与えられることに対し、一般法人でも類似の格上げ制度導入を目論む背景もあろう。これらをもう少し類型化して、公益法人制度改革の目的である「国民が自発的な公益活動により社会貢献をするという目的・理念で設定された制度」を目指して努力していく必要性を強調していた。

上記の調査結果報告に続いて、一般法人3、NPO 法人2、そしてNPO 支援センター2の計7法人によるパネルディスカッションがなされたが、同地域でその両法人に関わるケースや、NPO 法人から一般法人に移行した組織なども含まれ、現場ではがそれぞれの立場で動き出していることが知られた。

シンポジウムのまとめに当たって、山岡義則実態調査委員会委員長が、一般法人とNPO 法人の差を器に例えて右表のように話されたのが、この並列した形で動き出した2つの制度に対して、今後取り組むべき課題として以下の2点を上げられたことがすべてであると感じた。

要因	一般法人	NPO法人
材質	陶器	ガラス器
形状	自由	型の制約
仕上げ	粗雑	精密
制作時間	短い	長い

- (1) 二つの法人制度が併存することの社会的な効果（メリット）と問題（デメリット）は何か？
- (2) 法人選択（一般法人か特定非営利法人か）と認定選択（公益法人化認定特定非営利活動法人？）との関係はどうなっているのか？

報告：有岡正樹（CNCP 常務理事）